

学校いじめ防止基本方針

野田市立関宿小学校

1. 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

『いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめの問題への対応は、本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、保護者及び関係機関、地域の方も積極的に取り組み連携を図ることが必要である。

いじめを背景として、教育を受ける権利の侵害や児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事のないよう未然防止に向け取り組むことを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

(3) 児童の責務

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。

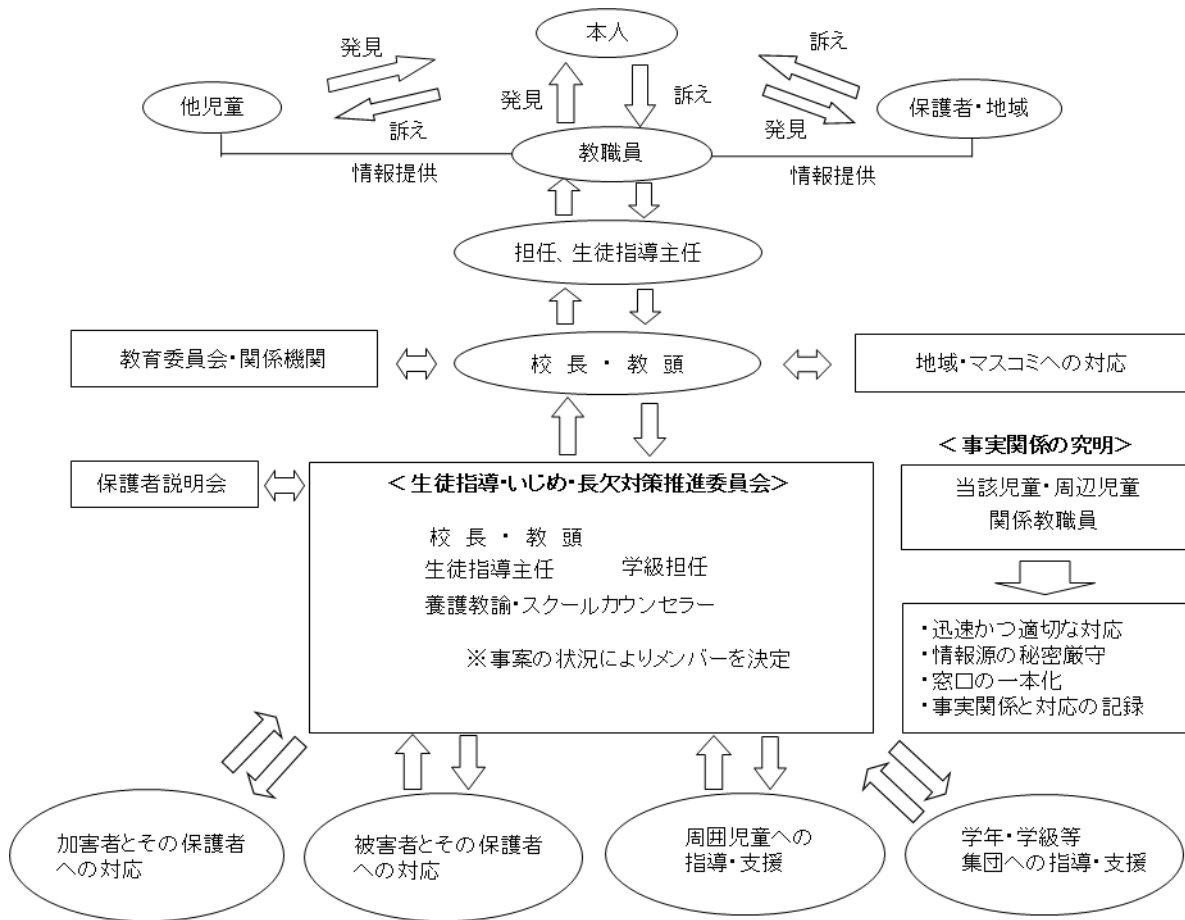
(4) 学校及び教職員の責務

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

児童の生きる力と自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに取り組まなくてはならない。

また、在籍する児童等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、全力でいじめられている児童を守らねばならない。

2 組織



(1) いじめ防止対策の組織

校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（情報集約）、教務主任（調整・記録）、学年主任（指導）、養護教諭、スクールカウンセラー（支援）

※その他、事案により柔軟に編成する。

（※当該組織の事務担当教諭等数名、教育相談担当、情報を担当する教諭、保護者の代表、警察、学校医等）

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの事案の組織的対応の核としての役割。

(3) 会議、研修の開催

- ① 学期に2回の定例会の開催。
- ② いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する。
- ③ 年に1回、いじめ対応に関する研修を実施する。

3. いじめの未然防止について

- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- (2) いじめに向かわない生徒を育てる。
- (3) いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。
「規律・学力・自己有用感」
- (4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- (5) 道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の計画的、組織的な指導計画を作成する。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめ等の指導をする。
メディアリテラシーに関する教職員研修及び生徒・保護者を対象とした講演会等の実施。(情報モラル研修会・児童保護者対象)
- (7) 児童の自発的な活動を支援する。
いのちを大切にするキャンペーン、いじめゼロ宣言、児童会の活動、児童からの提案された活動等。
- (8) その他（職員の配慮事項）
 - ① 学級担任
 - ・ 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成する。
 - ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
 - ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ② 養護教諭
 - ・ 保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
 - ③ 生徒指導主任（生徒指導部会）
 - ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④ 校長・教頭

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進。
(児童会による「いじめ撲滅の宣言」など)

4. いじめの早期発見について

(1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

- ① 第1回「いじめ実態調査」実施。(6月)
「いじめ実態調査」の追跡調査(9月)
継続支援状況の確認(通年)
- ② 第2回「いじめ実態調査」実施。(11月)
「いじめ実態調査」の追跡調査(1月)
継続支援状況の確認(通年)

(2) 教育相談期間を実施する。

全校児童を対象とした「いじめ実態調査」後、年2回実施する。

第1回 7月～8月

第2回 11月～12月

(3) 中学校、家庭、地域と連携し、情報の共有化を図る。

① 中学校との連携

いじめの情報を関宿中学校と共有する。

② 家庭との連携

学校基本方針等について、保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。

③ PTAや地域との連携

学校基本方針等について、地域に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめ問題について、PTAと協議する機会を設ける。(いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。)

(4) いじめ防止・対策にかかわる依頼、いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。(学校だより、ホームページ、PTA広報等の活用。)

(5) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

5. いじめの相談・通報の体制について

(1) 日常的に児童との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進める。相談体制を整備して、教育相談の充実を図る。

- ① 校内相談体制を整備する。
- ② 教育相談期間を設置する。
- ③ 相談室・個別対応教室を整備する。
- ④ 保護者自由参観及び相談を日常化する。
- ⑤ 教育相談箱を設置する。

(2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- ① 学校の相談窓口担当者（養護教諭、生徒指導主任）
- ② ひばり教育相談 TEL04(7125)8088
- ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口

<small>なごみ会</small>
・ 24時間子供SOSダイヤル TEL 0120(0)78310
・ 県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446
・ 千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900
・ ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) (非行・犯罪被害などに関する事) TEL 0120(783)497
・ 子どもの人権110番 TEL 0120(007)110

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、協力・助言をしてもらう。

6. いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめの当事者への対応

- ① いじめと判断する行為を見つけた場合は、すぐにやめさせる。
- ② いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ③ できるだけその日のうちに対応する。
- ④ 生徒指導主任を中心に、対応(聞き取り)の方針を決め、管理職の許可を得る。
- ⑤ 複数の教員で、個別に聞き取る。
- ⑥ その場合、いじめの加害・被害を断定せず、冷静に聞き取り、事実を確認し記録をとる。
- ⑦ 周囲の児童にも確認し、傍観者となっていないか確認する。
- ⑧ 不明な点は、児童双方に確認する。
- ⑨ 下校が遅くなる場合は、保護者に連絡し了承を得る。
- ⑩ ケースによっては、いじめの状況を市教育委員会に報告する。
- ⑪ 加害児童については、いじめをしてはいけないこと、被害者の気持ちを考えることなどを丁寧に説諭する。

(2) 保護者への説明

- ① 担任と教頭など、複数の教員で家庭訪問し、説明する。
- ② 教員は冷静に、起こった事実を中心に説明する。
- ③ 加害児童の保護者にも、教員が寄り添う姿勢で接し、今後の対応についてともに考える姿勢をとる。

(3) その後の対応

- ① 早急に「いじめ解消」と判断せず、3ヶ月程度見守り、被害児童の保護者にも折を見て連絡する。
- ② 傍観者に対する指導も行う。
- ③ 席替え等について、配慮する。
- ④ いじめが継続しそうな場合は、休み時間等も教員が当該学級を見守ったり、スクールサポーターの配置を要請したりする。

7. 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(自殺の企図、重大傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患 等)
 - ② いじめにより児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。(30日が目安、一定期間連続して欠席した場合も)
- * 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

8. 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 基本方針は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、児童、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、児童、保護者、地域へ周知する。

9. 改訂について

平成26年 策定

平成29年4月 一部改訂

平成29年11月 一部改訂

令和2年4月 一部改訂